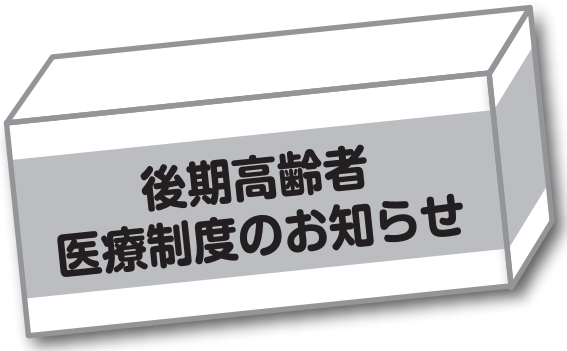

被保険者証が変わります。

被保険者証について

新しい被保険者証（**若草色**）を、７月中旬に、簡易書留で送付します。

ピンク色の被保険者証は、８月１日以降はご使用になれません。新しい被保険者証（**若草色**）が届きましたら、８月１日以降に**ピンク色**の被保険者証を朝日町役場へ返却してください。

（ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分にご注意ください。）

また、８月１日以降に、医療機関を受診する時は新しい被保険者証（**若草色**）を提示してください。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証（一部負担金の割合が３割の人）又は限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯の人）を医療機関などの窓口に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

認定証の交付を受ける場合は、朝日町役場で申請してください。

なお、現在交付されている人で所得区分に変更がない場合は自動更新により７月末に送付します。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

原則、７月中旬に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から送付します。

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

○今年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

均等割額	＋	所得割額	＝	年間保険料額
44,589円		（総所得金額等※－33万円）× 8.99％		（賦課限度額64万円）